

## 主要農作物種子法廃止に伴う種子保全を求める意見書

主要農作物種子法は、第193回通常国会において、廃止法案が可決され、平成30年4月1日に廃止された。

主要農作物種子法は、昭和27年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、主要農作物の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に寄与してきた。

しかし、主要農作物種子法の廃止に伴い、種子の価格高騰、多様性の消滅、特定事業者による種子支配・農業支配などの危険が指摘されている。

参議院では、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産等に取り組むための財政措置、特定事業者が種子を独占することによる弊害の防止などについて万全を期すことを求める附帯決議がなされている。

よって、国及び神奈川県におかれては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国においては、日本の種子を保全するため、附帯決議の実現に努め、積極的な施策を講じること。
- 2 神奈川県においては、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を推進し、品質の確保及び安定的な生産を図るため、主要農作物の種子に関する条例を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月5日

伊勢原市議会